

## スイス連邦・ドイツ連邦共和国・フランス共和国・ベルギー王国・モナコ公国・エストニア共和国および台湾発行の運転免許証に添付する「日本語による翻訳文」についてのご案内

一般社団法人日本自動車連盟（JAF）

道路交通法の規定により、上記の国・地域で発行された運転免許証をお持ちの方は、当連盟（JAF）または在日大使館・総領事館が発行する「日本語による（免許証の）翻訳文」を当該免許証原本と同時に携帯することにより、日本の法令に則って自動車等を運転することができます。

- ・日本国内で自動車等を運転する場合には、「日本語による翻訳文」を当該運転免許証の原本とともに常に所持していなければなりません。
- ・この翻訳文で自動車等を運転できるのは、日本入国日から一年間です。（日本を出国し再入国した場合には、再入国日から一年間が有効となります。）但し、住民基本台帳に登録されている方が出国して、外国滞在3ヵ月未満で再び上陸した場合は、条件が異なりますので、詳細につきましてはお住まいの地域を管轄する免許センターにお問合せください。
- ・なお、入国日からの経過日数を確認するため、運転中に警察官からパスポートの提示を求められることがあります。
- ・日本入国日から一年を経過した場合には、同翻訳文を添付していても日本国内で自動車等を運転することはできません。
- ・長期にわたり日本に滞在し、運転をされる場合は、日本の運転免許証の取得をお勧めします。前述の「日本語による翻訳文」により日本の運転免許証への切替申請ができますので、詳細につきましてはお住まいの地域を管轄する免許センターにお問合せください。

### 【「日本語による翻訳文」お申込方法】

下記必要書類を最寄りの JAF 支部翻訳窓口へお持ち下さい。（ご本人がお越しいただけない場合は、代理人を通じて申請手続きを行うこともできます）

#### <必要書類>

①外国免許証翻訳文発行申請書： JAF ホームページ <http://www.jaf.or.jp> からダウンロードできます。インターネットをご利用できない場合は FAX 等でお送りいたしますので最寄りの JAF 支部へお電話にてご連絡ください。

②外国運転免許証（原則として原本）： 免許証原本はコピーを取らせていただいた後、すぐにお返しいたします。免許証原本を持参できない場合はコピーでも構いませんが、免許証の記載事項が確実に読み取れるよう、免許証の表・裏両面とも、なるべくカラーで鮮明なコピーをご用意下さい。

#### <発行料金>

免許証 1 通につき 3,000 円。

※紛失等により再発行する場合も同一の発行料金がかかります。

#### <所要日数>

原則として即日発行いたします。

（ただし、即日発行の場合は原則 16：00 時までの受付とさせていただきます。）

裏面▼に続く

▼  
<窓口にお越しいただけない場合は、郵送によるお申込も可能です>

- ・上記申請書および免許証のコピー（表・裏両面とも、なるべくカラーで鮮明なコピー）に発行料金【3,000円】と返送料（手数料を含む）【500円】を添えて現金書留でお送り下さい。

※二つ以上の免許証を翻訳依頼する場合の返送料については、同一住所宛に翻訳文を複数枚送付する場合は、2通までは500円、3通以上は600円となります。

- ・日本国内からのお申込に限ります。また、返送先は申請書に記載された日本国内のご住所に限ります。
- ・お申込いただいてからお届けするまで通常1～2週間程度かかります。

※海外からの申請・送金および海外への翻訳文の送付はお受けしておりませんので、ご注意ください。

<その他>

「日本語による翻訳文」は、翻訳を行った運転免許証の有効期限と同一です。ただし、運転免許証を更新したり、記載内容に変更があった場合（住所変更等）は再取得する必要があります。

※個人情報の取り扱いについて

当連盟は、翻訳文発行業務を通じ取得した個人情報を、当該業務を適切に実施する目的にのみ利用し、原則的に本人の同意のない限り第三者へ開示することはありません。ただし、法令等に基づき裁判所・警察機関等の公的機関から開示の請求があった場合には、当該機関に提供することがあります。この他の個人情報の取扱いについては、翻訳文発行申請書の「個人情報の取扱いについて」をご確認ください。